

	号外	定価1部2円	いよいよ秋の確定闘争ヤマ場突入！ 厳しい職場実態を突き付け、具体的な改善回答求め県職労に結集を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2024確定闘争③ 10.25県職労・人事課総括課長交渉

会計年度任用職員

現行2回まで

再度任用の回数制限撤廃へ

危機事案対応 要請書提出/改善策求める
 定年引上げ 60歳超常勤⇒暫定再任用/級格付明確化求める

県職労は10月25日、賃金水準向上、諸手当改善、人員確保、高齢層職員処遇改善、会計年度任用職員処遇改善、長時間労働是正、職場環境改善等に係る独自要求書（自治労岩手県本部統一要求書）及び5～6月の豚熱対応で明らかとなった危機事案対応の要改善事項を記した「家畜伝染病等の危機事案発生時における対応に係る要請書」を内城人事課総括課長に提出し、具体的改善策を求め、交渉を行った。交渉結果は次のとおり。



小田嶋委員長(右)から内城人事課総括課長(左)に手交

※ 賃金等の地公共闘共通課題にかかる詳細回答は、10月28日赤枠号外第2708号を参照。

1 月例給・一時金

人事課は「勧告を最大限尊重」「国の動向を慎重に見極め、給与改定の実施時期を含め、対応検討」「会計年度任用職員は常勤職員との均衡を基本に検討」「寒冷地手当、扶養手当、通勤手当等の見直しも、勧告尊重し、国や他県動向等も踏まえ検討」とした。



改善回答を求める県職労交渉団

2 危機事案発生時の対応をめぐる諸課題

5～6月の豚熱に係る防疫対応における勤務・労働条件、安全衛生をめぐる諸課題を踏まえ、今回提出した「家畜伝染病等の危機事案発生時における対応に係る要請書」の内容を十分に検討のうえ、改善策を明らかにするよう求めた。

(裏面に続く)

2 危機事案発生時の対応をめぐる諸課題（続き）

これに対し、人事課は「改めて、御尽力いただいた職員の皆さんに感謝」「要請書は、実際に対応いただいた職員の貴重な御意見と認識」「復興防災部を中心に、豚熱を含む危機管理対応について、通常業務の継続や職員負担の軽減の観点から、改善を要する事項等を検討している。要請書も関係部局間で共有し、対応を考えていきたい」とした。

3 定年引上げを踏まえた高齢層職員の処遇改善

（県職労）60歳超の常勤職員が暫定再任用職員に移行するにあたり、早急に級格付の考え方を示すべき。

（人事課総括課長）役職定年後の職位と同様の役割を担う暫定再任用職員を想定した「主任主査行政専門員」を行政職5級に新設した。当事者の意見として、暫定再任用となった場合、超過勤務や出張、災害対応など、業務量や業務内容について配慮を求める声が数多くあった。個々の暫定再任用職員の格付は、本人の意向等を踏まえ、人事異動作業の中で、個別に検討していく。

4 会計年度任用職員

（県職労）処遇改善に要する予算は、他の予算とすみ分けして、十分な額を確保すべき。

給与改定により年度途中で増額の場合、増額補正予算により十分な額を確保すべき

（人事課総括課長）任用数及び勤務時間に基づき、各所属で適切に措置している。

（県職労）公募によらない再度任用は現状2回までだが、総務省通知改正で回数制限に関する記述は撤廃された。職の安定を図るため、本県でも回数制限を撤廃すべき。

（人事課総括課長）公募の原則は維持し、人事評価の適切な実施を各所属に求めたうえで、来年度分の任用手続きから、再度の任用の上限回数を撤廃する。

（県職労）廃職や人員削減の検討を総務部から求められている例がある。当該職員の果たしている役割が著しく過小評価され、現場の実態に合っていない。また、労働組合に対して事前に十分な説明を行うべき。

（人事課総括課長）公務運営は任期の定めのない常勤職員を中心として行う原則を基本に、各部局や現場の話をよく聞きながら、会計年度任用職員を含めた適正な人員の確保に努めていく。県職労から求めがあれば、可能な限り情報提供を行ってきたところであり、その考え方に変わりはない。

この他に、人員確保、長時間労働是正、公舎の住環境等の課題を取り上げた。

フレックス対象者拡充提案

職場への支障が本当にならないのか？ 慎重な検討を求める

人事課は今回の交渉において、フレックスタイム制度の対象者を2025年度から全職員に拡充（公務都合上の勤務時間割振がある所属を除く）する提案を行った。人事課は「公務運営への支障はない」「本年1～8月のフレックス利用所属の超勤時間は昨年同時期と変わらない」とするが、勤務間インターバル等の他制度も絡んだ勤務時間管理事務の増大、人員不足や業務負担過重により制度を使いたくても使えない実態をはじめ、現状でも多くの課題がある。県職労は、拙速を避けた慎重な検討を求めていく。

※ 紙面都合により、当局の提案書面は支部書記局及びHPに配架します。内容を確認し、疑問・不安等を県職労へお寄せください。